

由利本荘市再造林促進事業費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 2 0 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林の持つ多面的機能の持続的発揮及び木材資源の循環利用・地域林業の振興を図るため、再造林の促進に必要な省力化等に資する事業に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、由利本荘市管内でスギコンテナ苗を生産している個人又は事業所等とする。

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、スギコンテナ苗の生産・出荷に係る事業とする。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、当該年度に出荷されたスギコンテナ苗 1 株あたり 3 0 円とする。ただし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

(補助金の申請等の手続)

第 5 条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによるものとする。

2 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助金交付申請書に事業計画書（別記様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

3 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

4 補助金の交付を受けようとする施行者は、補助事業が完了したときは、実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 出荷日・出荷元・出荷販売先・出荷量が確認できる書類 等

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の実施期間)

第6条 補助事業の実施期間は、令和9年3月31日までとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

令和 年 月 日

由利本荘市長 様

施行者

由利本荘市再造林促進事業計画書

令和 年度において、下記のとおり再造林促進事業を実施したいので由利本
荘市再造林促進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により関係書類を添えて提出
します。

コンテナ苗	出荷量数	株 ※予定数
出荷予定量	（株数）	（前年度 株）※実績
主 な 出 荷 販 売 先 （予定）	名 称	
	所 在 地	